

# 歳 入

## 1 市 税

### ・ 市民税

(個人市民税)

(単位：人、千円)

区 分	令和5年度(A)	令和4年度(B)	比較(A)-(B)
納税義務者数	53,684	53,593	91
均等割額	185,150	186,018	△ 868
所得割額	5,406,741	5,233,238	173,503
分離課税額	40,000	40,000	0
予 算 額	5,631,891	5,459,256	172,635

\* 積算根拠

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
・ 均等割	3,500円 × 53,684人	× 98.54%	≒ 185,150,000円
・ 所得割	5,486,850,000円	× 98.54%	≒ 5,406,741,000円
・ 分離課税退職分	40,000,000円	× 100.00%	= 40,000,000円
		計	5,631,891,000円

(法人市民税)

### ・ 均等割

(単位：件、千円)

区 分	均等割額 (円)	法 人 件 数		均 等 割 額		
		令和5年度 総 数	令和4年度 総 数	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比 較 (A)-(B)
9号法人	3,000,000	12	12	36,000	36,000	0
8号法人	1,750,000	2	2	3,500	3,500	0
7号法人	410,000	92	96	37,720	39,360	△ 1,640
6号法人	400,000	5	5	2,000	2,000	0
5号法人	160,000	78	77	12,480	12,320	160
4号法人	150,000	21	20	3,150	3,000	150
3号法人	130,000	299	289	38,870	37,570	1,300
2号法人	120,000	10	9	1,200	1,080	120
1号法人	50,000	1,448	1,396	72,400	69,800	2,600
合 計		1,967	1,906	207,320	204,630	2,690

・ 法人税割 (税率8.4% ※令和元年10月1日以降開始の事業年度より12.1%から8.4%に変更)

(単位：千円)

令和5年度(A)	令和4年度(B)	比較(A)-(B)
584,550	622,914	△ 38,364

\* 積算根拠

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
・ 均等割	207,320,000円	× 99.54%	≒ 206,366,000円 ①
・ 法人税割	587,252,000円	× 99.54%	≒ 584,550,000円 ②
	計 ① + ②		= 790,916,000円

・固定資産税

(土地)

土地に関する調べ (免税点含む)

(単位：地積 千㎡、課税標準額 千円)

地目	年度	令和5年度			令和4年度			比較 (A)-(B)
		筆数	地積	課税標準額 (A)	筆数	地積	課税標準額 (B)	
田	調整区域	18,384	19,863	2,271,781	18,424	19,884	2,274,074	△ 2,293
	市街化区域	162	76	103,863	168	80	112,198	△ 8,335
畑	調整区域	9,115	4,616	262,845	9,137	4,632	263,678	△ 833
	市街化区域	1,363	673	1,598,942	1,401	686	1,599,292	△ 350
宅地		48,334	13,459	81,474,625	48,044	13,383	81,401,626	72,999
山林	一般	2,111	1,295	40,455	2,114	1,300	40,595	△ 140
	介在	783	380	506,752	803	384	529,933	△ 23,181
池沼		111	80	645	111	80	644	1
原野		710	228	7,400	708	228	7,378	22
雑種地		12,049	4,086	18,911,408	12,137	4,086	19,261,885	△ 350,477
合計		93,122	44,756	105,178,716	93,047	44,743	105,491,303	△ 312,587

\*積算根拠

$$\begin{aligned}
 & \text{(課税標準額)} \quad \text{(免税点以下)} \\
 & 105,178,716,000\text{円} - 472,033,000\text{円} = 104,706,683,000\text{円} \\
 & \quad \quad \quad \text{(税率)} \quad \quad \quad \text{(税額)} \\
 & \quad \quad \quad \times 1.4\% \rightleftharpoons 1,465,893,000\text{円} \\
 & \text{(税額)} \quad \quad \text{(住宅用地特例税額)} \quad \text{(減免見込額)} \quad \quad \text{(調定見込額)} \\
 & 1,465,893,000\text{円} - (5,676,000\text{円} + 2,855,000\text{円}) = 1,457,362,000\text{円} \\
 & \text{(調定見込額)} \quad \quad \text{(収納率)} \quad \quad \text{(予算額)} \\
 & 1,457,362,000\text{円} \times 99.30\% \rightleftharpoons 1,447,160,000\text{円}
 \end{aligned}$$

(家屋)

(単位：床面積 千㎡、課税標準額 千円)

区分	令和5年度		令和4年度		比較 (A)-(B)
	床面積	課税標準額 (A)	床面積	課税標準額 (B)	
既存分	6,324	206,295,143	6,244	201,967,858	4,327,285
新增分	64	4,602,643	61	4,734,285	△ 131,642
合計	6,388	210,897,786	6,305	206,702,143	4,195,643

(家屋)

\*積算根拠

(課税標準額) (税率) (税額)  
 210,897,786,000円 × 1.4% ≒ 2,952,569,000円  
 (税額) (新築軽減) (減免見込額) (震災特例軽減額) (調定見込額)  
 2,952,569,000円 - (98,258,000円 + 16,003,000円 + 272,000円) = 2,838,036,000円  
 (調定見込額) (収納率) (予算額)  
 2,838,036,000円 × 99.30% ≒ 2,818,169,000円

(償却資産)

(単位：千円)

区分	年度	令和5年度		令和4年度		比較 (A)-(B)
		件数	調定見込額 (A)	件数	調定見込額 (B)	
市長決定		687	812,450	610	826,683	△ 14,233
総務大臣配分		15	236,080	15	210,645	25,435
知事配分		2	8,465	2	8,529	△ 64
合計		704	1,056,995	627	1,045,857	11,138

\*積算根拠

(調定見込額) (収納率) (予算額)  
 1,056,995,000円 × 99.30% ≒ 1,049,596,000円

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金)

(単位：円)

区分	年度	令和5年度(A)	令和4年度(B)	比較 (A)-(B)
茨城県 管財課		1,960,700	2,103,800	△ 143,100
茨城県 企業局		2,423,600	2,423,600	0
関東財務局		83,146	121,900	△ 38,754
裁判所		300	300	0
合計		4,467,746	4,649,600	△ 181,854

・軽自動車税

(種別割)

(単位：台、円)

区 分	税額 (円)	令和5年度		令和4年度		比 較 (C)-(D)			
		課税台数 (A)	調定額 (C)	課税台数 (B)	調定額 (D)				
原動機付自転車	50cc以下	2,000	2,913	5,826,000	3,013	6,026,000	△ 200,000		
	51cc～90cc	2,000	293	586,000	282	564,000	22,000		
	91cc～125cc	2,400	980	2,352,000	933	2,239,200	112,800		
	ミニカー	3,700	68	251,600	66	244,200	7,400		
	小 計		4,254	9,015,600	4,294	9,073,400	△ 57,800		
小型特殊	農耕作業用	2,400	1,115	2,676,000	1,120	2,688,000	△ 12,000		
	特殊作業用	5,900	63	371,700	60	354,000	17,700		
	小 計		1,178	3,047,700	1,180	3,042,000	5,700		
軽自動車	二 輪 車	3,600	1,114	4,010,400	1,051	3,783,600	226,800		
	4輪以上のもの	自家用	乗 用	7,200	6,878	49,521,600	8,284	59,644,800	△ 10,123,200
				10,800	8,448	91,238,400	6,837	73,839,600	17,398,800
				12,900	3,898	50,284,200	4,044	52,167,600	△ 1,883,400
			小 計		19,224	191,044,200	19,165	185,652,000	5,392,200
			貨 物	1,300	8	10,400	-	-	10,400
		4,000		1,041	4,164,000	1,179	4,716,000	△ 552,000	
		5,000		1,356	6,780,000	1,142	5,710,000	1,070,000	
		6,000		1,573	9,438,000	1,636	9,816,000	△ 378,000	
		小 計		3,978	20,392,400	3,957	20,242,000	150,400	
		営業用	乗 用	6,900	1	6,900	1	6,900	0
	小 計				1	6,900	1	6,900	0
	貨 物		3,000	74	222,000	98	294,000	△ 72,000	
			3,800	109	414,200	75	285,000	129,200	
			4,500	33	148,500	24	108,000	40,500	
	小 計		216	784,700	197	687,000	97,700		
	小 計		24,533	216,238,600	24,371	210,371,500	5,867,100		
	二輪の小型自動車	6,000	1,513	9,078,000	1,473	8,838,000	240,000		
	合 計		31,478	237,379,900	31,318	231,324,900	6,055,000		

\*積算根拠

	(調定見込額)	(収納率)	(予算額)
原動機付自転車	9,015,600円	× 98.45%	≒ 8,875,000円
小型特殊自動車	3,047,700円	× 98.45%	≒ 3,000,000円
軽自動車	216,238,600円	× 98.45%	≒ 212,886,000円
2輪の小型自動車	9,078,000円	× 98.45%	≒ 8,937,000円
		合計	233,698,000円

(環境性能割)

\*積算根拠 県税収見込 14,586,000円(予算額)

・市たばこ税

(単位：本、円)

区分	令和5年度(A)	令和4年度(B)	比較(A)-(B)
課税標準本数	95,723,725	92,801,902	2,921,823
税額	627,181,000	608,038,000	19,143,000

※積算根拠

- ・令和5年度たばこ販売本数見込み(令和4年度販売本数見込み×増減率)

97,319,770本×△1.64%=95,723,725本

- ・従量割

97,319,770本×△1.64%×6,552円/1,000本≒627,181,000円

※令和3年10月1日から税率改正。1,000本あたり6,122円から6,552円。

・都市計画税

(土地) 納税義務者数及び課税標準額(免税点以上)

(単位：人、千円)

年度 項目	令和5年度		令和4年度		比較 (A)-(B)	比較 (C)-(D)
	納税義務者数 (A)	課税標準額 (C)	納税義務者数 (B)	課税標準額 (D)		
土地	26,999	122,722,466	26,888	122,900,901	111	△178,435

※納税義務者数の合計は、法人も含めた実数である。

※積算根拠

(課税標準額)

122,722,466,000円 × 税率0.3% ≒ 368,167,000円

(税額)

(住宅用地特例税額)

(減免見込額)

(調定見込額)

368,167,000円 - (872,000円 + 405,000円) = 366,890,000円

(調定見込額)

(収納率)

(予算額)

366,890,000円 × 99.30% ≒ 364,321,000円

(家屋)

(単位：床面積 千㎡、課税標準額 千円)

区分	令和5年度		令和4年度		比較 (A)-(B)
	床面積	課税標準額(A)	床面積	課税標準額(B)	
既存分	5,088	177,642,333	5,028	173,690,000	3,952,333
新增分	55	3,945,667	54	4,239,334	△293,667
合計	5,143	181,588,000	5,082	177,929,334	3,658,666

※積算根拠

(課税標準額)

(税率)

(税額)

181,588,000,000円 × 0.3% = 544,764,000円

(税額)

(減免見込額)

(震災特例軽減額)

(調定見込額)

544,764,000円 - (825,000円 + 37,000円) = 543,902,000円

(調定見込額)

(収納率)

(予算額)

543,902,000円 × 99.30% ≒ 540,094,000円

## 令和5年度市税滞納繰越予算計上積算表

(単位:千円、%)

### <個人市民税>

令和5年度 滞納繰越分見込		
調定額	収納率	予算額
111,670	42.69%	47,671

・・・(A)

令和4年度 見込					
項 目	調定額	収納率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R4年度現年度分	5,647,600	99.17%	5,600,724	0	46,876
R3年度以前分	135,208	41.75%	56,449	13,965	64,794
合 計	5,782,808	97.83%	5,657,173	13,965	111,670

### <法人市民税>

令和5年度 滞納繰越分見込		
調定額	収納率	予算額
3,902	36.66%	1,430

・・・(B)

令和4年度 見込					
項 目	調定額	収納率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R4年度現年度分	788,297	99.63%	785,380	0	2,917
R3年度以前分	4,194	53.65%	2,250	959	985
合 計	792,491	99.39%	787,630	959	3,902

### <固定資産税>

令和5年度 滞納繰越分見込		
調定額	収納率	予算額
85,447	37.67%	32,187

・・・(C)

令和4年度 見込					
項 目	調定額	収納率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R4年度現年度分	5,268,662	99.07%	5,219,663	0	48,999
R3年度以前分	90,625	39.13%	35,461	18,716	36,448
合 計	5,359,287	98.06%	5,255,124	18,716	85,447

### <軽自動車税>

令和5年度 滞納繰越分見込		
調定額	収納率	予算額
8,871	32.42%	2,875

・・・(D)

令和4年度 見込					
項 目	調定額	収納率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R4年度現年度分	238,656	98.38%	234,789	0	3,867
R3年度以前分	8,992	33.39%	3,002	986	5,004
合 計	247,648	96.02%	237,791	986	8,871

### <都市計画税>

令和5年度 滞納繰越分見込		
調定額	収納率	予算額
14,494	37.67%	5,459

・・・(E)

令和4年度 見込					
項 目	調定額	収納率	収入額	不納欠損額	滞納繰越額
R4年度現年度分	892,657	99.07%	884,355	0	8,302
R3年度以前分	15,368	39.13%	6,013	3,163	6,192
合 計	908,025	98.06%	890,368	3,163	14,494

<各税目の滞納繰越分予算額合計>

(A)+(B)+(C)+(D)+(E) = 89,622千円

(単位：千円、%)

歳入項目	5年度	4年度	増減額	増減率	概要
2 地方譲与税	321,440	328,426	△ 6,986	△ 2.1	
自動車重量譲与税	235,000	237,000	△ 2,000	△ 0.8	道路特定財源の一般財源化に伴い、市町村道整備の財源としての用途制限を廃止。自動車重量税総額の100分の40.7が市町村に譲与されるもので、道路の延長及び面積に按分して譲与される。
地方揮発油譲与税	75,000	80,000	△ 5,000	△ 6.3	道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改正。地方揮発油税総額の100分の42が道路の延長及び面積に按分して市町村に譲与される。
森林環境譲与税	11,440	11,426	14	0.1	森林環境譲与税総額の10分の9に相当する金額を、市町村に対し、私有林人工林面積、林業就業者数、人口に按分して譲与される。※ただし、令和4年度、5年度の譲与割合は10分の8.8
3 利子割交付金	6,000	7,000	△ 1,000	△ 14.3	個人の納めた県民税利子割の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。
4 配当割交付金	91,000	51,000	40,000	78.4	県に納入された配当割額の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。
5 株式等譲渡所得割交付金	60,000	83,000	△ 23,000	△ 27.7	県に納入された株式等譲渡所得割額の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。
6 法人事業税交付金	190,000	140,000	50,000	35.7	県に納入された法人事業税額の100分の7.7に相当する金額を、市町村に対し、従業者数の割合に応じて交付される。※ただし、令和4年度は、3分の1が法人税割額、3分の2が従業員数で按分される。
7 地方消費税交付金	2,465,000	2,232,000	233,000	10.4	
一般分	1,012,000	916,000	96,000	10.5	地方消費税の2分の1に相当する金額のうち、地方消費税の引上げ前の従前分について、直近の国勢調査の人口、事業所統計の従業者数に按分して交付される。
社会保障財源化分	1,453,000	1,316,000	137,000	10.4	地方消費税の2分の1に相当する金額のうち、地方消費税の引上げ分について、直近の国勢調査の人口に按分して交付される。
8 ゴルフ場利用税交付金	49,000	47,000	2,000	4.3	県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の10分の7に相当する金額が交付される。
9 環境性能割交付金	29,000	42,000	△ 13,000	△ 31.0	消費税率引上げに伴い、自動車取得税に代わり導入された自動車税環境性能割について、県に納入された金額の100分の40.85に相当する金額が、市町村に道路の延長及び面積に按分して交付される。
10 地方特例交付金	96,000	100,000	△ 4,000	△ 4.0	
個人市民税減収補てん特例交付金	96,000	100,000	△ 4,000	△ 4.0	所得税から個人市民税への税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅借入金等特別税額控除(ローン控除)を個人市民税から控除することとなったことに伴い、市町村に生じる減収を補てんするため交付される。

(単位：千円、%)

歳入項目	5年度	4年度	増減額	増減率	概要
11 地方交付税	8,650,000	8,020,000	630,000	7.9	
普通交付税	8,280,000	7,650,000	630,000	8.2	国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税を原資とし、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される。 令和4年度当初算定実績 8,024,366千円 (令和4年度当初算定実績との差+255,634千円) ※令和4年度再算定後実績 8,215,559千円 (令和4年度再算定後実績との差+64,441千円)
特別交付税	370,000	370,000	0	0.0	普通交付税で補捉されない特別の財政需要に対し、地方交付税総額の6%を財源に交付される。
12 交通安全対策特別交付金	13,000	14,000	△ 1,000	△ 7.1	交通安全施設整備の財源として交付されるもので、交付基準は交通事故発生件数と人口集中地区人口が基礎となり交付される。
13 分担金及び負担金	143,782	146,425	△ 2,643	△ 1.8	民間保育園入所児保護者負担金、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金、常総地域病院群輪番制病院運営費負担金、放課後児童対策事業保護者負担金等
14 使用料及び手数料	298,694	297,769	925	0.3	・使用料(自転車駐車場、公立保育所、道路、住宅、公園、体育館、公民館等) ・手数料(戸籍関係、し尿処理、粗大ごみ収集運搬、建築確認等)
15 国庫支出金	5,798,064	5,551,622	246,442	4.4	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金(生活保護費負担金1,693,500千円、子どものための教育・保育給付費負担金1,083,334千円、自立支援給付費負担金984,000千円等)
16 県支出金	2,651,604	2,541,618	109,986	4.3	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金
17 財産収入	49,590	54,257	△ 4,667	△ 8.6	土地建物貸付収入、利子及び配当金等
18 寄附金	1,200,162	1,000,182	199,980	20.0	平和基金寄附金、ふるさと取手応援基金寄附金、みどりの基金寄附金等
19 繰入金	1,944,918	1,646,360	298,558	18.1	・基金繰入金 ふるさと取手応援基金繰入金1,126,662千円、財政調整基金繰入金600,000千円、減債基金繰入金150,000千円、公共施設整備基金繰入金29,046千円、みどりの基金繰入金1,924千円、学校施設整備基金繰入金10,180千円等 ・特別会計繰入金 介護保険特別会計繰入金6,706千円、後期高齢者医療特別会計繰入金100千円、国民健康保険事業特別会計繰入金1千円
20 繰越金	500,000	500,000	0	0.0	令和4年度からの繰越金
21 諸収入	754,645	794,124	△ 39,479	△ 5.0	市税延滞金、市預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、収益事業収入、給食事業収入、雑入
22 市債	1,986,400	2,020,500	△ 34,100	△ 1.7	農林水産業債、土木債、消防債、教育債、合併特例債、公共施設等適正管理推進事業債、臨時財政対策債
うち臨時財政対策債	300,000	850,000	△ 550,000	△ 64.7	令和4年度実績 512,331千円 (令和4年度実績との差 △212,331千円)

※令和4年度は国の補正予算において、地方交付税が増額され、普通交付税の再算定が行われた。

[内容]普通交付税の調整額を復活するとともに、令和4年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費」が創設。